

中島村

まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期

**令和2年3月
中島村**

目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 総合戦略策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 総合戦略の策定・推進方針	2
1 国の基本的な考え方	2
2 計画の推進（実施計画の策定）	3
3 計画の進捗管理	4
第3章 総合戦略の方向性	5
第4章 各論〔施策・事業の展開〕	6
基本目標1 本村への移住・定住支援に取り組みます	6
1 現状と課題	6
2 施策の基本的方向と数値目標	7
3 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）	7
基本目標2 子育て支援・教育環境の充実に取り組みます	10
1 現状と課題	10
2 施策の基本的方向と数値目標	10
3 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）	11
基本目標3 しごとの支援・創出に取り組みます	13
1 現状と課題	13
2 施策の基本的方向と数値目標	13
3 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）	14
基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます	17
1 現状と課題	17
2 施策の基本的方向と数値目標	17
3 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）	18
資料編	20
1 策定経過	20
2 中島村総合開発審議会条例	21
3 中島村総合開発審議会委員名簿	23
4 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱	24
5 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿	25
6 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員名簿	26

第1章 基本的な考え方

1 総合戦略策定の趣旨

我が国の総人口は、平成 20 年をピークに人口は減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)」によると 2060 年には約 8,600 万人、2110 年には約 4,300 万人まで減少するとされています。また、東京圏への人口集中も続いており、平成 25 年時点では東京、埼玉、千葉、及び神奈川の一都三県に日本の総人口の約 28% が住んでいる状況です。人口減少と東京圏への人口集中という現状のなか、それぞれの地域が住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっています。

こうしたことを受け、国では平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国民一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保、魅力ある多様な就業機会の創出、これらを一体的に推進することを示しました。そして、平成 26 年 12 月 27 日には人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がそれぞれ閣議決定されました。

本村でも、おおむねの人口のピークは平成 12 年となっており、今後も人口減少が続く見通しとなります。人口減少は、経済規模の縮小やサービス水準の低下を招き、それがさらなる人口減少を及ぼすという悪循環に陥るとされます。本村では、こうした悪循環を断ち切るために、結婚や出産、子育ての希望がかなえられるむらづくりを進め出生率の改善を目指とともに、若者の定住促進を図ることで、2040 年に 4,500 人、2060 年に 3,800 人という将来展望を人口ビジョンとして定めました。これらの人口減少の緩和、そのための暮らしやすい生活環境向上の実現に向けて、「中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2 計画の位置づけ

本総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、本村における人口の現状と今後の展望を示した「人口ビジョン」を踏まえて、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、県と調整を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

本総合戦略の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。なお、社会環境の変化や施策の進捗状況等に変化があった場合、適宜見直しを行います。

第2章 総合戦略の策定・推進方針

1 国の基本的な考え方

総合戦略の策定にあたっては、国は次の考え方を示しています。

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。
 - ①「東京一極集中」の是正
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごと創生の好循環の確立

- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。
 - ①しごとの創生
 - ✧若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。
 - ②ひとの創生
 - ✧地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
 - ✧安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。
 - ③まちの創生
 - ✧地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

3. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- 人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。
 - ①自立性
各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。
 - ②将来性
地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。
 - ③地域性
各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。
 - ④直接性
限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。
 - ⑤結果重視
明確なP D C Aメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

※国「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より一部抜粋

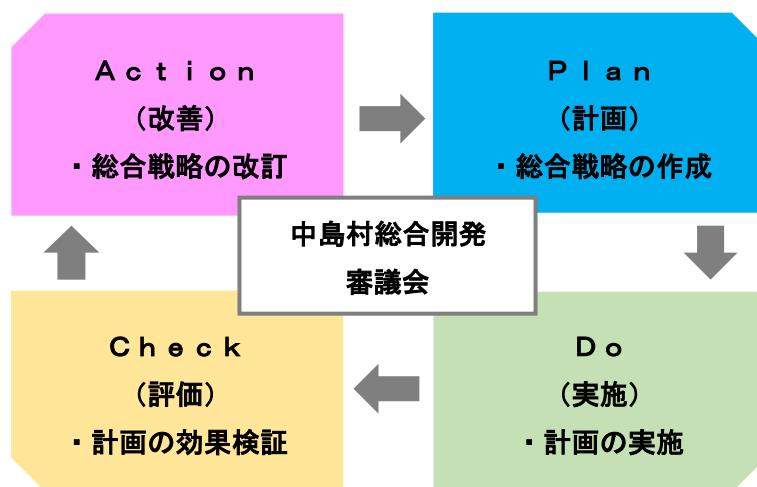
2 計画の推進(実施計画の策定)

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定後に実施計画の策定を行います。取組の実行主体や実施時期、施策の具体的な内容を決定していきます。

3 計画の進捗管理

総合戦略は、住民、地域、団体、企業、行政など村全体で共有し、協働して推進する計画であるため、P D C A サイクル¹（計画策定 [Plan]、推進 [Do]、点検・評価 [Check]、改善 [Action]）の各過程においても、村全体が関わり、高い実効性を確保することが必要となります。

そのため、庁内の策定・推進組織として、村長を議長とする「中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を置くとともに、総合的な村づくり計画に関し審議する組織として、各種団体、機関の長、学識経験者で構成する有識者会議「中島村総合開発審議会」を活用します。これらの会議において、1年に1回、K P I（重要業績評価指標）を中心とした施策・事業の評価・検証を行い、実効性の伴った計画の推進を目指します。また、必要に応じて総合戦略の改訂を実行していきます。



¹ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り組むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

第3章 総合戦略の方向性

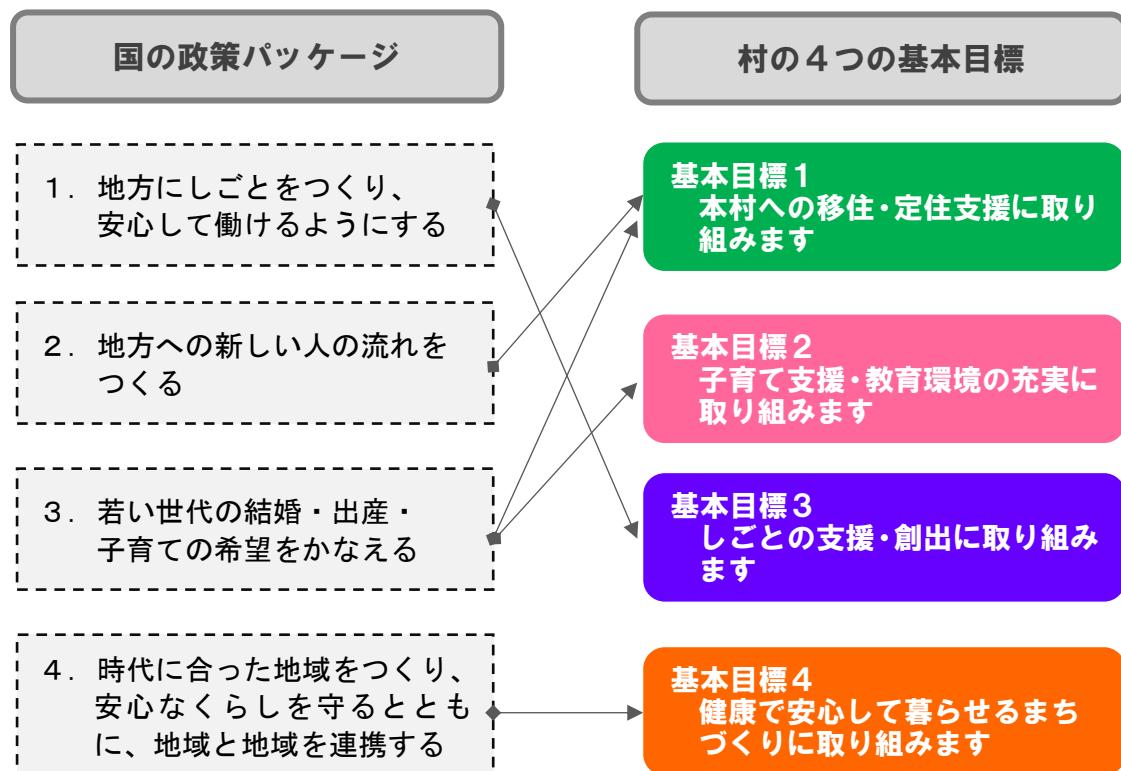
本村の総合戦略は、次の4つの基本目標を定め、定住促進、子育て支援、産業の振興等に取り組みます。また、4つの基本目標は、国の4つの政策パッケージを考慮し、設定しています。

基本目標1 本村への移住・定住支援に取り組みます

基本目標2 子育て支援・教育環境の充実に取り組みます

基本目標3 しごとの支援・創出に取り組みます

基本目標4 健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます



第4章 各論〔施策・事業の展開〕

基本目標1 本村への移住・定住支援に取り組みます

1 現状と課題

- 平成5年より分譲地の販売を開始した浦原ニュータウンは、平成28年度に完売しました。今後は新たな分譲地の造成や空き家の活用方法について検討を進める必要があります。
- 本村の人口は、概ね平成12年をピークに減少局面を迎えていました。人口減少の内訳として、近年の自然動態（出生と死亡）は年によってプラス超過があるものの、社会動態（転入と転出）はマイナス超過が続いている状況です。
- 転出する層は男女ともに10歳代がほとんどとなっており、若者流出対策およびUターン対策が課題となっています。
- 中・高・大学生へのアンケートによると、約45%が進学や就職等を機に引っ越す意向を持っていますが、「村外への通勤に支障がなければ戻りたい」と回答する学生も少なからずいる結果となっています。
- 転入・転出先や通勤・通学先としては、白河市や矢吹町といった隣接する自治体が多いことから、そうした人たちが本村を居住の場として選んでいただけるようプロモーション²活動を展開することが必要です。
- 本村の未婚率は国や福島県に比べると低い傾向にあるものの、男女とも30歳代以降の未婚率は上昇しており、晩婚化や未婚化の傾向がみられます。
- 住民アンケートによると、現実の子どもの数が理想の子どもの数よりも少ない理由として、「年齢的に産むのが難しいから」に17.3%の回答があり、晩婚化が少子化の一因となっていることがうかがえます。そのため、若者の数が減少する中で、出会いの場を積極的に提供していくことが課題となります。

² プロモーション：ものやサービスなどの商品の宣伝や購買促進を行うこと。

2 施策の基本的方向と数値目標

【施策の基本的方向】

- ◇ U I J ターンなどにより本村への移住を促進するにあたっては、まずは村のことを知る機会を提供し、知名度の向上や生活イメージを持ってもらうことが必要です。そのため、こうした村の情報を積極的に発信するシティプロモーション活動に取り組みます。
- ◇ 移住希望者が速やかに本村での生活をスタートできるよう、新規の分譲地造成に取り組んだ結果、分譲地の造成は完了しました。今後は、移住希望者への販売につながる活動を行います。また、今後増加が予想される空き家の活用方法について検討し、移住希望者を受け入れる体制づくりに取り組みます。
- ◇ 子育て世帯が住宅を取得する際の経済的負担を緩和することにより、若い世代の定住化を促します。
- ◇ 晩婚化や未婚化を改善するため、若者に対して出会いの場を提供します。

【数値目標】

	基準値	目標値
総人口(住基ベース、10月時点)	5,055人 (令和元年度)	⇒ 5,000人 (令和6年度)
住み続けたいと思う住民の割合(学生以外、アンケート)	61.6% (平成27年度)	⇒ 70.0% (令和6年度)

3 具体的施策と重要業績評価指標(KPI)

施策1 シティプロモーションの推進	
本村の知名度向上や実際に移住した後の生活をイメージしやすくするため、広報媒体の作成やプランディング ³ 事業を展開します。	
主要事業	◇シティプロモーション事業【総務課・企画振興課】 村が展開する施策・事業について、写真や動画を用いてホームページ等でより広く周知し、村のPRを行う。 観光パンフレットやプロモーション動画等で村のPRをし、来訪者の増加、誘客を図る。

³ プランディング：提供主体が、自身や提供するサービス・ものの知名度や価値を向上させること。

KPI		基準値	目標値
	横断的に事業を把握し、情報発信を行う	—	⇒ 令和3年度までに新規事業の掲載

施策2 村への定住促進・受け入れ体制の整備

定住化促進計画を推進し、新規分譲地の販売を進めるとともに、移住促進に必要な支援策を検討・実施します。また、既存の住宅を有効に活用できるよう、村営住宅の修繕を行うとともに、空き家の活用方法について検討します。

主要事業	◇中島村定住促進計画の推進【企画振興課】
	中島村定住促進計画に基づき、今後の宅地確保や定住促進に必要な支援策の方向性を定めます。
	◇新規分譲地販売【建設課】
	新規分譲地の造成が完了したため、移住希望者への販売につながる活動を行います。
◇村営住宅改善事業【建設課】	
村営住宅の長寿命化を図るために、定期的に点検・修繕を行います。	
◇空き家調査・空き家活用の検討【建設課】	
空き家の実態について調査を行うとともに、移住者向けに空き家情報の提供を行うなど、空き家の活用方法を検討します。	

KPI		基準値	目標値
	新規分譲地の販売	—	⇒ 令和6年度までに完売
	空き家調査・空き家活用	—	⇒ 令和6年度までに検討

施策3 若者の結婚支援

晩婚化や未婚化を改善するため、若者に出会いの機会を提供します。

主要事業	◇若者の結婚への意向調査【企画振興課】 結婚に対する考え方を継続的に調査し、世代にあった施策（イベント等）を検討します。		
	◇ふれあいの場創出事業（広域）【企画振興課】 近隣市町村と協力し、未婚の男女に出会いの機会を提供するため、イベントを開催します。		
KPI	イベントへの年間参加者数	基準値 9人 (平成30年度)	目標値 ⇒ 20人 (令和6年度)
	村内の年間婚姻数	13件 (平成30年度)	⇒ 15件 (令和6年度)

施策4 地域資源を活かした観光の推進と郷土愛の醸成

本村のまつり・イベント及び文化財や伝統芸能、自然などの地域資源を活かした観光を推進するとともに、近隣市町村にある観光資源と結びつけた広域観光による交流人口の拡大に取り組みます。

また、平成27年10月童里夢公園なかじま内にオープンした「産直館きらっしぇ」とイメージキャラクター「なかじぞうさん」を活用した地域振興に取り組みます。

主要事業	◇地域資源を活かした観光の推進【企画振興課】 童里夢公園なかじまを拠点とした地域資源を活かした観光ルートづくりと、ふくしまデスティネーションキャンペーン ⁴ を契機に県南9市町村で広域観光を推進しています。キャンペーン終了後も地域観光の魅力や情報を発信し広域観光ルートづくりを進めます。		
	◇イベントによる交流人口の向上【企画振興課】 中島村の魅力を知ってもらうため、地域資源を活かしたイベント・まつりを行います。		
KPI	案内板の設置	基準値 —	目標値 ⇒ 2カ所 (平成31年度)
	年間観光入込客数	10,200人 (平成30年度)	⇒ 15,000人 (令和6年度)

⁴ JRグループ6社と自治体が協力して展開する国内最大規模の観光キャンペーンです。

基本目標2 子育て支援・教育環境の充実に取り組みます

1 現状と課題

- 本村の合計特殊出生率⁵は国や福島県よりもやや高い値で推移しているものの、低下傾向にあります。また、若い世代の女性人口の減少とも相まり、出生数も減少しつつあります。
- 住民アンケートによると、妊娠中や5年以内に出産した人が回答した妊娠中や出産後に必要な支援として「おむつやミルクなどの購入への経済的支援」が61.5%となっています。また、現実の子どもの数が理想とする子どもの数よりも少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が51.9%、中島村に必要な子育て支援の取り組みとして「子育て世帯への経済的援助の充実」が39.0%となつており、子育て世帯の経済的負担の緩和が出生数に影響を与えていることがうかがえます。
- 本村が若者・子育て世帯に住む場所として選んでもらうには、安心して子どもを預けられ、健やかな子どもに成長できる教育・保育環境を提供することも重要な要素といえます。そのため、規模の小ささを活かして、時代に柔軟に対応し、特色ある教育環境を構築することが課題です。

2 施策の基本的方向と数値目標

【施策の基本的方向】

◇本村において、安心して子育てができるよう、子育て環境の充実に取り組みます。また、乳幼児期における保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料等の無料化・軽減化に取り組みます。

◇本村で育つ子どもが家庭・学校・地域に見守られながら健やかに、次代を担う人材として成長することができるよう、多様な教育機会の提供に取り組みます。

【数値目標】

	基準値	目標値
子育てするのに良い環境だと思う割合（アンケート）	42.6% (平成27年度)	⇒ 50.0% (令和6年度)
合計特殊出生率	1.49 (平成24年度)	⇒ 1.60 (令和6年度)

⁵ 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均を示す指標。

3 具体的施策と重要業績評価指標(KPI)

施策 1 子育て支援策の拡充			
主要事業	実施内容		
	実施内容	基準値	目標値
KPI	◇保育所保育料の無料化【中島保育所】 保育所における保育料の無料化を継続して実施します。 ◇幼稚園保育料等の無料化【中島幼稚園】 幼稚園における保育料及び給食費の無料化を継続して実施します。 ◇子ども医療費助成【住民生活課】 18歳までの児童にかかる医療費の無料化を継続して実施します。 ◇放課後児童クラブ事業【児童館】 両親が共働きの小学生児童が、放課後に安心して遊びや勉強ができるよう、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。 ◇次世代育成支援対策事業【児童館・保健福祉課】 村内の子どもが、安全に遊び、他学年の児童と交流し、学習することができる場を提供するため、子どものための総合支援の充実を図ります。	110人 (平成30年度)	⇒ 130人 (令和6年度)
	児童館の小中学生年間利用延べ人数	1,500人 (平成30年度)	⇒ 2,800人 (令和6年度)

施策2 子どもの教育環境の充実

本村の子どもが、次代を担う人間として基礎的な学力を育み、情操豊かに育つことができるよう、学校における教育環境の充実を図るとともに、地域が一丸となって子どもを育む環境整備を行います。

主要事業	◇ I C T ⁶ 教育に向けた整備【学校教育課】 教育内容の充実や I C T に関する基本的な知識を身につけられるよう、学校教育の場において、電子黒板やタブレット型端末などの I C T 機器の整備充実に取り組みます。 ◇国際・国内交流の推進【企画振興課・学校教育課】 児童生徒のものごとをみる視野を広めるため、国際・国内交流を推進します。 ◇学校・家庭・地域の連携協力推進事業【生涯学習課】 地域と学校の連携を強化する体制づくりとともに、学習支援員等の活用により学力の向上に取り組みます。 ◇生涯学習センターを拠点とした地域づくり事業【生涯学習課】 生涯学習センターを拠点とし、世代間交流、地域交流など幅広い交流を生むことで、情操豊かな子どもの育成や地域コミュニティの活性化を図ります。 ◇世代間交流事業【児童館・生涯学習課】 小学生を対象とした事業と、高齢者を対象とした事業の交流会を実施することで、世代間の交流機会を提供し、子どもの豊かな心の育成、高齢者の生きがい、顔の見える地域づくりを促します。	
	基準値	目標値
	タブレット型端末の導入 平成 30 年度 2 人に 1 台	⇒ 令和 6 年度 1 人に 1 台
	図書室を拠点としての年間 イベント数 (平成 30 年度)	⇒ 7 回 (令和 6 年度)
	小学生・世代間交流行事数 (平成 30 年度)	⇒ 6 回 (令和 6 年度)

⁶ ICT : 「Information and Communication Technology」 の略で、情報通信技術のこと。

基本目標 3 しごとの支援・創出に取り組みます

1 現状と課題

- 本村の就業人口は概ね平成 7 年をピークに減少傾向にあります。その内訳としては、第 3 次産業に従事する就業者数は近年も増加傾向にあるものの、第 1 次産業・第 2 次産業における就業者数の減少が顕著となっています。
- 本村で最も就業者数の多い業種は製造業と農業の 2 つがあげられます。しかし、製造業の属する第 2 次産業の村内総生産額⁷は年々減少する傾向にあります。また、第 1 次産業は横ばいで推移が続いていることから、高付加価値化による総生産額の維持・向上が課題となっています。
- 農業の振興にあたっては、高付加価値化のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害の問題があり、払拭に向けた取り組みも重要な課題です。
- 農業従事者の半数以上は 60 歳以上と高齢化が進んでおり、後継者の育成・確保が課題となっています。
- 住民アンケートでは、本村の地域経済を活性化させるために必要なこととして、「企業誘致、起業しやすい環境の整備などによる新規産業の創出」が 24.2% で最も多くなっています。
- 若者の定着や地域内経済活性化に向けて、企業が本村に立地するための支援体制を構築する必要があります。

2 施策の基本的方向と数値目標

【施策の基本的方向】

- ◇ 高齢化が進む農家において、後継者となる人材を確保するため、新規就農者の育成・支援を行います。また、効率的な農業を行えるよう農業の近代化や農地集約等に取り組みます。
- ◇ 本村でつくられる米や野菜の付加価値を高めるため、農産物のブランディングや特産品開発を行います。また、放射線による風評被害を払拭するため、イベントの実施など安全性の積極的な P R に取り組みます。
- ◇ 本村の地域活性化に向けて、誘致企業の推進及び地域経済を支える既存事業者への相談、人材育成、販路拡大など、商工会・金融機関などの関係機関と連携を図り、既存事業者の経営の安定、雇用の安定・確保に取り組みます。
- ◇ ものづくりなど起業しやすい環境づくりを支援するため、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、経営・財務・人材育成・販路拡大など包括的な支援に取り組みます。

⁷ 村内総生産額：一定期間内（1年間）に村内の各経済部門の生産活動によって生み出された価値（付加価値）の評価額のこと。

【数値目標】

	基準値	目標値
農業従事者数	540 人 (平成 27 年度)	⇒ 550 人 (令和 6 年度)
第一次産業総生産額	2,820 百万円 (平成 25 年度)	⇒ 3,000 百万円 (令和 6 年度)
経営・創業相談（延べ件数）	2 件 (平成 30 年度)	⇒ 20 件 (令和 6 年度)

※農業従事者数（基準値）は平成 27 年度農林業センサスより引用

3 具体的施策と重要業績評価指標(KPI)

施策 1 農家の育成・経営支援														
本村の基幹産業である農業がより多くの雇用を生み出し、定住対策にもつなげられるよう、新規就農者への支援体制を構築するとともに、農業の組織化・効率化を支援します。														
主要事業	<p>◇意欲ある農業者の支援【企画振興課】</p> <p>地域農業を担う後継者を育成・確保するため、後継者、新規就農者への就農相談、情報提供や農業に関するフォローアップ等の支援を行います。</p> <p>◇集落営農の推進・支援【企画振興課】</p> <p>農業生産の効率性の維持・向上を図るため、集落営農組織化を支援し、農地や農機具などの効率・効果的な活用を推進します。</p> <p>◇農地流動化の推進【企画振興課】</p> <p>認定農業者や法人等が効率的に農業を行えるよう、農用地の利用集積を支援します。</p>													
KPI	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者延べ人数</td> <td>4 人 (平成 30 年度)</td> <td>⇒ 10 人 (令和 6 年度)</td> </tr> <tr> <td>集落営農組織延べ数</td> <td>0 団体 (平成 30 年度)</td> <td>⇒ 2 団体 (令和 6 年度)</td> </tr> <tr> <td>農地流動化の年間面積</td> <td>50,000 m² (平成 30 年度)</td> <td>⇒ 50,000 m² (令和 6 年度)</td> </tr> </tbody> </table>		基準値	目標値	新規就農者延べ人数	4 人 (平成 30 年度)	⇒ 10 人 (令和 6 年度)	集落営農組織延べ数	0 団体 (平成 30 年度)	⇒ 2 団体 (令和 6 年度)	農地流動化の年間面積	50,000 m ² (平成 30 年度)	⇒ 50,000 m ² (令和 6 年度)	
	基準値	目標値												
新規就農者延べ人数	4 人 (平成 30 年度)	⇒ 10 人 (令和 6 年度)												
集落営農組織延べ数	0 団体 (平成 30 年度)	⇒ 2 団体 (令和 6 年度)												
農地流動化の年間面積	50,000 m ² (平成 30 年度)	⇒ 50,000 m ² (令和 6 年度)												

施策2 農産物の高付加価値化・販路拡大

農業の所得向上、雇用力を高めるため、農産物のブランディングや6次産業化による高付加価値化に取り組みます。また、販路を拡大するため、支障となる風評被害の払拭に取り組むとともに、販売経路の拡充に取り組みます。

主要事業	◇風評被害対策の推進【企画振興課】 農産物等の放射性セシウムのモニタリング調査を継続的に実施し、安全・安心をPRとともに、村内関係団体、農協、商工会等の関係機関と連携して風評被害払拭、キャンペーン、イベントを実施します。	
	◇直売所の開設支援【企画振興課】 本村の農産物（米・野菜など）や加工品等を取り扱う農産物直売所の運営を支援することで、農産物の知名度向上、地産地消や農家所得の向上を図ります。	
	◇6次産業化の推進【企画振興課】 農産物の高付加価値を高めるため、生産（1次）、加工（2次）、流通・販売（3次）を総合的に行う6次産業化に取り組みます。	
	◇ブランドづくりの推進【企画振興課】 農家や農協、商工会等の関係機関と連携し、特産品である野菜等のブランディングを行い、高付加価値化や消費の拡大を図ります。	
	◇地域産業創出事業【企画振興課】 新たな特産品開発を支援することで、起業者や雇用創出など、地域の活性化を図り、村の知名度向上につなげます。	
KPI	基準値	目標値
	6次産業化新規従事者延べ人数 0人 (平成30年度)	⇒ 2人 (令和6年度)
	村ブランド品の開発延べ件数 0件 (平成30年度)	⇒ 2件 (令和6年度)
新規特産品の開発延べ件数 0件 (平成30年度)	⇒ 2件 (令和6年度)	

施策3 企業誘致の推進

地域活性化と雇用創出のため、進出意向のある企業のニーズに対応しながら誘致を進めます。

主要事業	◇企業誘致事業【企画振興課】 本村のメリットが見込める企業を誘致し、企業の立地計画にあった用地の選定・取得造成までを一貫してサポートするオーダーメイド方式により誘致企業を推進します。		
	◇起業しやすい環境づくり【企画振興課】 起業しやすい環境づくりを支援するため、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、経営、販路開拓などの包括的な支援に取り組みます。		
KPI		基準値	目標値
	誘致企業数（累計）	2件 (令和元年度)	⇒ 5件 (令和6年度)
創業件数		—	⇒ 2件 (令和6年度)

基本目標 4 健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます

1 現状と課題

- 人口減少や高齢化が進む昨今、高齢者や子どもの安全を見守り、また災害から地域住民を守るためにの知識、対策など地域コミュニティに求められる役割が増えることが考えられます。自分たちの住む地域は自分たちの手で良くしていくという機運を高めていくことが必要です。そのためには、本村の自治基盤でもある 11 の行政区の活動を支援するとともに、それを支える自主的な活動を行うボランティアやNPOの活動の取組支援も必要です。
- 村民がいつまでも元気に暮らすには、健康づくりや介護予防に取り組み、医療や介護にかかる費用を抑制することが課題です。
- 今後人口が減少し、財政規模も徐々に縮小していくことが考えられることから、公共施設の老朽化に伴う修繕や建替え、適正配備を計画的に行なうことが課題です。

2 施策の基本的方向と数値目標

【施策の基本的方向】

- ◇住民との協働によるまちづくりを進めるため、行政区をはじめ、NPO法人やボランティア団体といった住民活動の支援を行います。
- ◇安全・安心の地域力を向上させる一環として、自主防災組織の活動支援を行います。
- ◇村民がいつまでも健康でいられるよう、健康づくり・介護予防に取り組むとともに、地域ごとのサロン活動などを定着させ健康づくりを支援します。
- ◇限りある財源の中で適切な公共施設管理・維持が行えるよう管理計画を策定します。

【数値目標】

	基準値	目標値
住み続けたいと思う住民の割合（学生以外、アンケート）	61.6% (平成 27 年度)	70.0% (令和 6 年度)

3 具体的施策と重要業績評価指標(KPI)

施策1 地域づくりの住民活動の支援			
11行政区で作成した行政区総合計画の実現及びまちづくりや地域の課題解決等に取り組むボランティア団体やNPO団体の活動支援を行います。			
主要事業	◇地域づくり活動支援【企画振興課・住民生活課】 行政区をはじめとする地域づくりの活動を行うボランティア団体の設立や活動支援を行います。		
KPI	行政区総合計画実施に向けての座談会、ワークショップ実施行政区数	基準値 0地区 (平成30年度)	目標値 ⇒ 8割の行政区で 継続 (令和6年度)
	地域づくり団体（ボランティア団体含む）の数	3団体 (平成30年度)	⇒ 3団体 (令和6年度)

施策2 地域の安心・安全の活動の推進			
地域住民自らの手で安心・安全を守ることを支援するため、自主防災組織の活動支援を行います。また、住民が地域づくりに主体的に取り組めるよう、小さな拠点づくりの支援を行います。			
主要事業	◇自主防災組織の活動支援【住民生活課】 地域で自主的に防災活動に取り組む団体の活動支援を行います。 ◇地域交流の拠点づくり支援【企画振興課・住民生活課・保健福祉課】 健康サロン、地域の行事など、地域交流の拠点となる場所づくりや活動の支援を行います。		
KPI	地域交流の拠点づくり取り組み地区数	基準値 10地区 (平成30年度)	目標値 ⇒ 10地区 (令和6年度)

施策3 公共施設の適切な維持管理

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により公共施設の管理・修繕等を順次実施します。

主要事業	◇公共施設等修繕事業【総務課】 公共施設の管理・修繕を順次実施します。各施設の管理修繕実施のために、早急に事業費の算出及び財源確保に努めます。 ◇スポーツ施設の整備・改修【生涯学習課】 スポーツを通じて村民の健全な生活を促すとともに、かつ世代間の交流を持つことができるよう、老朽化した改善センターの整備・改修を行います。		
基準値	目標値		
庁舎改築事業完了年度	—	⇒ 令和6年度までに 事業完了	
改善センター整備・改修	—	⇒ 令和6年度までに 改修	

施策4 健康づくり・介護予防の推進

村民がいつまでも生き生きと暮らせるよう、健康づくり及び介護予防に取り組みます。

主要事業	◇特定健診・特定保健指導受診率の向上【保健福祉課・住民生活課】 生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導の受診勧奨、未受診者への対応を工夫しながら、受診率の向上に向けた取組みを行います。 ◇健康づくり交流センター 輝らフィットを利用した健康づくり・介護予防事業・介護地域支援事業【保健福祉課】 健康づくり交流センター 輝らフィットを活用し、介護運動指導員によるマシンを使った筋肉トレーニングやリハビリ運動、脳トレを行い、健康づくり、介護予防、認知症予防を図るため様々なプログラムを実施します。また、介護予防のための健康教室を地区ごとに開催し、コミュニケーションを深めながら協調性を養い、高齢者の生活機能の向上に必要な知識の普及と自主活動を支援し、閉じこもり防止を推進します。		
基準値	目標値		
特定健診受診率 (平成30年度)	43.7%	⇒ 60.0%	(令和6年度)
介護予防事業延べ参加者数 (平成30年度)	1,521人	⇒ 2,600人	(令和6年度)

資料編

1 策定経過

(1) 中島村総合開発審議会

回	期日	議題
1	令和2年3月12日	○中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

(2) 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

回	期日	議題
1	令和2年3月3日	○中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

(3) 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

回	期日	議題
1	令和2年2月13日	○中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

2 中島村総合開発審議会条例

昭和48年12月27日条例第24号

改正

平成5年3月22日条例第10号

平成20年3月11日条例第9号

平成27年6月16日条例第24号

中島村総合開発審議会条例

(設置)

第1条 中島村の総合開発が調和と均衡を保ちつつ、円滑に推進されるための村長の諮問に答える機関として、中島村総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中島村総合振興計画及び総合的なむらづくり計画に関し必要な事項
- (2) 中島村国土利用計画に関し必要な事項
- (3) 白河地方広域市町村圏計画に関し必要な事項
- (4) 農業振興地域の整備に関し必要な事項
- (5) 農村地域工業導入に関し必要な事項
- (6) その他中島村の開発に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 村内各種団体、機関の長
- (3) 一般村民

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会は、特別の事項を審議するため必要あるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は村長が委嘱する。

3 臨時委員は当該事項に関する審議が終了したときは、その任期を終る。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は村職員の中から村長が任命する。

3 幹事は村長の命を受け審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐し、庶務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に關係ある臨時委員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に關係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月22日条例第10号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月16日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 中島村総合開発審議会委員名簿

所属	所属名・役職名等	氏名	備考
学識経験	行政相談員	赤坂 貞夫	会長
各種団体等	中島村区長会長	円谷 忠信	
	中島村民生委員協議会長	小池 令子	
	中島村教育委員会教育長職務代理者	長田 富雄	
	中島村消防団長	小室 正光	
	中島村農業委員会長	円谷 宣芳	
	J A夢みなみ中島支店長	鈴木 一美	
	J A夢みなみ女性部中島支部長	宮本 よね子	
	中島村商工会長	矢内 宏	

(敬称略)

4 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

平成27年3月20日訓令第11号

中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(目的)

第1条 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的かつ円滑な策定及び事業効果の検証をするため、中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について策定の検討協議及び事業効果の検証を行う。

- (1) 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (2) 人口ビジョンに関すること。
- (3) 地域住民生活等緊急支援のための交付金に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、村長、副村長、教育長及び課長等の職にあるものをもって構成する。

- 2 推進会議に議長を置き、村長をもって充てる。

(推進委員会)

第4条 推進会議に事務的な事項を調査協議する推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、推進会議の構成員が所属職員の中から指名した者をもって構成する。
- 3 推進委員会に委員長を置き、企画振興課長をもって充てる。
- 4 推進委員会は、特定事項について関係ある職員のみで開催することができる。

(会議)

第5条 推進会議は、村長が招集し、議長がこれを主宰する。

- 2 推進委員会は、企画振興課長が招集し、委員長がこれを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議に関する庶務は、企画振興課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は村長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

5 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員名簿

所 属	職 名	氏 名
中 島 村	村 長	加藤 幸一
中 島 村	副 村 長	吉田 政樹
中 島 村	教 育 長	面川 三雄
議 会 事 務 局	事 務 局 長	相楽 高徳
総 務 課	課 長	木村 修
税 務 課	課 長	久保田 利男
住 民 生 活 課	課 長	小林 隆
保 健 福 祉 課	課 長	藤田 幸江
建 設 課	課 長	齋藤 満
企 画 振 興 課	課 長	本間 俊一
学校教育課・生涯学習課	課 長	矢吹 勝人
児 童 館	館 長	稻林 敬
幼 稚 園	園 長	緑川 みゆき
保 育 所	所 長	田村 利恵

6 中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名
議 会 事 務 局	主 事	真船 優
総 務 課	主 任 主 査	緑川 美智子
税 務 課	課 長 補 佐	鈴木 勝雄
住 民 生 活 課	主 任 主 事	近藤 大司
保 健 福 祉 課	主 任 主 査	野木 重徳
建 設 課	課 長 補 佐	矢吹 康裕
学 校 教 育 課	係 長	高久 健司
生 涯 学 習 課	主 任 主 査	国井 たまみ
児 童 館	副 館 長	緑川 美樹
保 育 所	専 門 保 育 士	関根 幸恵
幼 稚 園	専 門 教 諭	有賀 裕美
企 画 振 興 課	主 任 主 査	蛭田 直子

事務局		
所 属	職 名	氏 名
企 画 振 興 課	課 長	本間 俊一
企 画 振 興 課	主 任 主 事	近藤 修

中島村
まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行年月：令和2年3月

発行・編集：中島村 企画振興課

〒961-0192

福島県西白河郡中島村大字滑津中島西 11-1

電話 (0248) 52-2113

FAX (0248) 52-2170